

緊急時やむを得ない身体拘束に関する説明・同意書

- 1、以下に定める条件のとおり、緊急やむを得ない場合において、最小限度の身体抑制および行動制限を行います。
- 2、身体拘束および行動制限については、支援改善による行動改善を目標に、必要性や方法等について、協議を続けます。

1、該当する期間

サービスを提供に必要な期間および契約期間に準じます。

2、該当する条件

- ① 道路に飛び出す、窓から飛び降りるなど危険な状態が安易に想像できるとき。
- ② 本人または周囲の児童を傷つける可能性があるとき。
- ③ 地域および近隣の器物を破損させる可能性があるとき。
- ④ 事業所内の重要な器物を破損させる可能性があるとき。
- ⑤ 目的が不明確で、事業所内から飛び出す可能性があるとき。
- ⑥ パニック状態で自身での切り替えが困難であるとき。

3、対応内容

- ① 一時的な抑制
- ② 行為の制止
- ③ 他の場所への誘導
- ④ 環境的な制限
- ⑤ 支援内容の改善

4、対応の流れ

- ① 該当する行為があった場合、対応内容を記録する。
- ② 行為の流れや状況をまとめ、保護者および代理人に報告する。
- ③ 行動の前兆や意味、結果などを推測し、原因の改善を図る。

※上記の内容に変更がない場合であって、契約者・契約児童からの申し立てがない場合については、継続して了承を得たものとする。

年 月 日

契約者氏名

印

利用児童氏名